

第8章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第1節 インフラシステム海外展開の促進

1 政府全体の方向性

新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の経済成長につなげていくため、政府は平成25年3月に国土交通大臣を含む関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」を設置し、政府一体となつてのインフラ海外展開に取り組んできた。

その一方で、インフラシステムの海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、国際社会は、気候変動等の地球規模課題の深刻化、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等といった複合的危機に直面しており、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスクやサプライチェーン途絶といった経済安全保

障上のリスクが増加している。我が国企業による持続的なインフラシステムの海外展開を推進するためにはこうした課題に対する一層の対応が求められている。

このような状況を踏まえ、令和6年12月には、政府全体のインフラシステム海外展開の方向性を示した「インフラシステム海外展開戦略2030」が策定され、今後の重点戦略を①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、③GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3つの柱として整理し、政府全体で「質の高いインフラシステム」の海外展開に取り組んでいる。

2 国土交通省における取組

国土交通省では、上記1.の通り、政府を挙げて取り組んでいる質の高いインフラの海外展開について、関係者と情報・戦略を共有し、官民一体となった取組を進めるため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を策定している。令和5年6月の改定による行動計画では、具体的に以下の(1)～(7)を主な施策として精力的に推進しているところである。

(1) 「川上」からの継続的関与の強化

我が国企業が確実に案件を獲得するために、案件が成立するか不明確な「川上」の段階から相手国に働きかけ、我が国企業が参入しやすい

環境を整備する必要がある。このため、相手国の国土計画・マスタープラン等の上位計画から関与し、トップセールス、二国間枠組みによる政府間対話等のGtoGによる情報発信等に取り組んでいる。

(2) PPP案件への対応力の強化

世界の膨大なインフラ需要を公共投資だけで賄うことは困難であり、対外債務増加に消極的な国もあることから、民間資金を活用する官民連携(PPP: Public-Private Partnership)への期待が高まっている。しかしながら、PPP案件を円滑に進めるための相手国における法制

度が未整備な場合や、相手国政府における官民の適正なリスク分担に対する理解が不十分な場合もあることから、政府としても相手国の状況を十分に踏まえ、環境整備を働きかけている。

（３）我が国の強みを活かした案件形成

我が国の「質の高いインフラシステム」は、①使いやすく長寿命かつ低廉なライフサイクルコスト、②技術移転、人材・企業育成等相手国発展のための基盤づくり、③工期等契約事項の確実な履行、④環境や防災、安全面にも配慮した経験に基づいた技術導入を特長として有し、これらの強みを活かした案件形成や「川下」までを見据えた案件形成後の継続的なフォローを行う。

（４）我が国コンサルタントによる調査等の質の向上

案件形成を円滑に進めるためには、我が国コンサルタントによる成果の質の更なる向上を図る必要がある。このため、第三者による技術的助言への支援、事業調査の早期段階における我が国企業の知見を聴取する仕組みの構築及びコンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組む。

（５）我が国企業の競争力の強化

競合国企業は、海外展開事業の規模と実績において我が国企業を大きく上回っており、価格面及び提供する商品の質の柔軟性を含めた供給能力面において、我が国企業の競争力を強化していく必要がある。そのため、現地ローカル企業との連携の促進、海外での設計・製造拠点の設置や現地職員の活用並びにM&Aによる現

地・海外企業の取得といった取組を支援するとともに、国際標準化等に係る戦略的取組を推進する。

（６）我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備

海外案件に従事できる能力を有する人材不足を解消し、我が国企業の人材流動化を促進するため、技術者の海外工事・業務の実績を国内事業で活用できるよう認定・表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の運用等を行うほか、インフラ分野に特化したジョブマッチング等の人材育成に係る具体の支援策の検討を行う。また、現場で活躍できる基礎的能力等を付与することを目的とした「海外インフラ展開人材養成プログラム」や中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）の設置・運営、各種セミナーや個別相談等を通じた中堅・中小建設企業の海外展開の支援を行っている。

（７）案件受注後の継続的なフォローアップ

海外案件においては、プロジェクトの受注後に発生する、相手国からの金銭の支払遅延等のトラブルが潜在的なリスクと見込まれており、事業価格の高騰等や海外事業への参入意欲の低下を招いている。このようなトラブルの解決を働きかける相手方が相手国政府や自治体、公的機関であることも多く、我が国企業の独力での解決は困難を伴う。

このため、トラブル発生時のトップクレーム等の実施や相談窓口の設置、政変・騒乱等への対応支援を行っている。

3 国土交通省のインフラシステム海外展開に係るアプローチ

国土交通省は、具体的には以下の（１）～（４）を利用して、企業が海外インフラ展開に参入しやすい環境を形成するために、様々な形で支援を行っている。

（１）トップセールスによる案件形成への働きかけ

政務レベルによるトップセールスは、インフラ案件獲得等に重要な役割を有しており、コロナ禍においてはオンライン会議等による相手国への働きかけを実施してきた。

一方で、対面での取組によって我が国の「質の高いインフラシステム」に対する理解を醸成する重要性も再認識された。往来を再開する動きが本格化していることを踏まえ、国土交通省として政務レベルのトップセールス等による政府間対話を復活させ、我が国企業の参入・受注に向けた活動を支援している。

（２）官民ファンドによる事業支援

海外における交通・都市開発分野の事業は、初期投資が大きく資金回収までに長い期間を要することに加えて、政治リスク、需要リスク等の様々なリスクが存在するため、民間だけでは参入が困難なケースもみられる。

（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）は、このようなリスクを分担し、出資や人材派遣等を通じて事業参画を行う、ハンズオン機能を有する官民ファンドとして平成26年に設立され、これまでに44事業への支援決定を行っている（令和7年3月末時点）。

なお、JOINの令和5年度決算において、複数の個別事業で損失を計上したことにより、約799億円の当期純損失（同年度末の累積損益は▲955億円）を計上したため、JOINの役割、在り方、経営改善策等について検証・検討を行う有識者委員会を令和6年8月に設置し、同年12月に最終報告が取りまとめられた。最終

報告では、投資リスク管理等について徹底的な改革を行うことをもって存続を認めることとされ、同月、最終報告を踏まえた経営改善策・改善計画を国土交通省及びJOINにおいて策定・公表した。改善事項への対応状況については、有識者委員会のフォローアップ会合（令和7年3月）にて報告を行い、本会合において、組織体制に係る措置の一部等のすぐに措置できないものを除いて、JOIN及び国土交通省において着実に必要な措置が実施されていることが確認された。JOINにおいては、引き続き、出資や事業参画をはじめとする各種支援を通じ、各分野における案件形成を後押しする。

（３）官民合同の協議会等による情報提供やビジネスマッチングの機会提供

我が国のスタートアップ企業、地方・中小企業が高い技術力やノウハウを有していながら、海外進出を具体化するに及んでいないケースも考えられることから、インフラシステム海外展開の担い手の裾野を広げることを目指し、支援を進めてきた。

中堅・中小建設企業を対象とした海外展開に係る情報提供や技術PR等のプロモーション、ビジネスマッチング等の機会提供といった取組を推進していく。具体的には、JOINが中堅・中小企業や地方企業からの相談を受ける窓口を設置するとともに、官民ファンドに関する地方企業向けの説明会等に参加し、JOINの支援施策を知る機会が限られる地方企業へのアプローチを実施している。

（４）国際標準化の推進と戦略的活用

海外展開を有利に進める上で、我が国の技術・ノウハウの国際標準化は極めて重要であり、国際機関で決定される国際基準を戦略的に活用し、我が国企業が受注しやすい環境を整備する必要がある。それぞれの分野の実情を踏ま

えて戦略的な取組を行う必要があるため、①国際標準化機関（ISO、IEC等）における国際標準の獲得、国連機関等での基準化、②国際標準となった後、相手国での採用を働きかけ他国と

の差別化を確保、③国際標準未取得の場合、日本規格のデファクトスタンダード化、を柱に取組を進めている。

4 各国・地域における取組

①東アジア・大洋州

香港については、令和6年7月に、ラム・サイホン運輸・物流長官による國場国土交通副大臣表敬が実施され、観光・航空の交流や、国際海上輸送の発展に向けた取組について意見交換を行った。

中国、韓国については、令和6年9月に、兵庫県において第10回日中韓観光大臣会合を開催し、三国間の観光交流と協力の一層の強化、三国間の人的交流の拡大、地域経済の繁栄と社会発展の促進等を目的として議論を行った。

韓国については、令和7年3月に、東京において、第13回日韓ハイレベル協議を開催し、運輸分野に関する共通課題について幅広い意見交換を行った。

大洋州については、令和6年7月に、斉藤国土交通大臣とテヴィタ・スカ・マンギシ駐日トンガ王国特命全権大使は、上下水道技術協力に関する協力覚書を締結した。

11月には、宮城県において、観光レジリエンスサミットが開催されフィジーとの会談を実施し、萩川観光庁長官とフィジー共和国ヴィリアメ・ンガヴォカ副首相兼観光・航空大臣は、観光分野に係る協力についての覚書を締結した。

②ASEAN 地域

(ア) インドネシア

令和6年4月、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）南北線のE&M（信号システム等）パッケージに関し、本邦企業が事業主体と契約を締結し、工事を受注した。同月、斉藤国土交通大臣は訪日したブディ運輸大臣と会談を行

い、国土交通分野における日・インドネシア間の重要なインフラ案件への協力について意見交換を行った。

6年9月に、斉藤国土交通大臣は訪日したバスキ公共事業・国民住宅大臣と会談を行い、アジア・太平洋水サミットの開催や、「ワールド・レイク・デー」の実現に向けた協力等について意見交換を行った。

6年12月、パティンバン港のコンテナターミナル運営に関し、日系コンソーシアムが同港の運営会社と契約を締結した。

6年12月、ジャカルタにおいて、MaaS、AIオンデマンド交通等の交通ソフトインフラによる公共交通の高度化をテーマとした「日尼交通ソフトインフラ展開セミナー」を開催した。

7年2月、北海道・札幌において「第12回日インドネシア交通次官級会合」を開催し、交通分野の協力インフラ案件について、課題に対する解決策や今後の協力の方向性等の意見交換を行い、今後も各分野において両国間で緊密な協力・連携を図っていくことを確認した。

同月に、ジャカルタにおいて「第11回日インドネシア建設次官級会合」を開催し、両国において「持続可能な都市開発」、「持続可能で気候変動に強いインフラ整備」をテーマに、両国の取組の現状、課題及び今後の計画等を共有するとともに、今後の両国の協力関係を強化していくことを確認した。

(イ) カンボジア

令和6年5月に、スン・チャントール副首相兼カンボジア開発評議会第一副議長による斉藤

国土交通大臣表敬が実施され、港湾、道路等の経済社会インフラの整備等に関する協力について意見交換を行った。

12月には、第5回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合をプノンペンで開催した。また、サイ・サムオル副首相兼国土整備・都市計画・建設大臣との会談を行い、都市開発・不動産開発分野等における課題解決に協力していくことを確認した。加えて、3D都市モデルPLATEAUの整備に関する協力関係につき確認の署名を行うとともに、両国民間企業によるビジネスマッチングも開催され、各社が有するサービスや強みを双方にアピールした。会談の他に、日本政府の資金も活用してプノンペン南西部に新たに整備されたボントム浄水場の完成記念式典に出席した。

(ウ) シンガポール

令和6年4月、斉藤国土交通大臣がシンガポールを訪問し、チー運輸大臣とワーキングランチを行い、国土交通分野における両国間の協力に関する意見交換を行った。またコー持続可能性・環境省上級国務大臣との会談では、気候変動に伴う水資源分野や気象分野への影響に関する意見交換とともに、具体的な連携について確認した。さらにオン公益事業庁長官（CE）との会談では、シンガポール政府が取り組む水分野等に関する施策について説明を受け、今後の両国の関係を確認した。

令和6年9月、堂故国土交通副大臣がシンガポールを訪問し、ムラリ・ピレイ運輸省国務大臣と会談を行い、我が国とシンガポールとの間で港湾インフラ等に関する協力について意見交換を行った。

(エ) タイ

令和7年2月に、チャルムチャイ天然資源・環境大臣による高橋国土交通副大臣表敬が実施され、水管理及び地下水等の開発に関する取組について意見交換を行った。

(オ) フィリピン

令和6年12月、「第3回道路建設・O&Mに関するビジネスワークショップ」を開催し本邦道路技術等を共有するとともに、高速道路会社を含む両国民間企業のビジネスマッチングの促進を図った。

(カ) ベトナム

令和6年4月に、中央理論評議会タン副議長による堂故副大臣表敬が実施され、都市をはじめインフラ分野での協力に関する意見交換を行った。

同月に、斉藤国土交通大臣がベトナムを訪問し、タン交通運輸大臣との会談を実施し、交通分野における協力について意見交換するとともに、我が国企業が参画を目指す事業に関するトップセールスや、鉄道、道路等、我が国企業が参画している既存事業の未払いや手続遅延に関するトップクレーム等の政策協議を行った。また、国土交通省とベトナム社会主義共和国交通運輸省との間で「交通分野における包括的な協力覚書」を締結し、両国の国土交通分野における一層の協力を確認した。

9月には、堂故国土交通副大臣がベトナムを訪問し、サン交通運輸副大臣との会談を実施し、ベトナムにおける今後の港湾分野をはじめとした社会インフラ等に関する協力等について意見交換を行った。また、港湾施設の国家技術基準を策定するための協力に係る両国間の覚書を更新した。

11月には、国土交通省とベトナム農業農村開発省間の水防災等の協力覚書に基づく防災協働対話を官民協働で開催し、二国間協力の取組を継続することを確認した。

12月には、我が国企業が参画するホーチミン市都市鉄道1号線が開業した。また、令和7年3月には古川国土交通副大臣がベトナムを訪問し、当該路線のグランドオープニングセレモニーに出席した。

II

第8章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

(キ) マレーシア

令和6年4月に、國場国土交通副大臣は訪日したアレキサンダー公共事業大臣と会談を行い、日本とマレーシアの建設分野における両国間の協力について意見交換を行った。

(ク) ミャンマー

ミャンマー国内で日本企業により実施されていた建設等のプロジェクトについて、現下の情勢を踏まえ、引き続き今後の事態の推移を注視し対応を検討していく。

(ケ) 東ティモール

令和7年1月に、中野国土交通大臣は訪日したロザリオ職業訓練雇用担当国務長官と会談を行い、技能実習生や特定技能外国人の受入れ等に関する意見交換を行った。

③南アジア

(ア) インド

令和6年2月、スマートシティ分野での協力を更に深めていくため、「都市開発に関する日印交流会議」の下に設置した「スマートシティサブグループ会合」において、日印の官民で連携した枠組み（プラットフォーム）の設立に合意した。この合意に基づき、プラットフォームの設立に向けた調整を進めた。

令和6年10月に「第10回日印道路交流会議」を開催し、道路計画、橋梁の地震対策、道路舗装維持管理等について両国の知見を共有するとともに、同月にムンバイにて「日印道路技術セミナー」を初めて開催し、海上道路建設・維持管理をテーマに意見交換等を実施した。

令和7年3月、「インフラメンテナンス国民会議 海外市場展開フォーラム」の活動の一環として、インフラメンテナンスの海外市場展開セミナーをインド国政府、民間企業と対面及びオンライン併用のハイブリッド形式で開催し、インド国のニーズに合わせた日本企業保有技術を紹介し、日本企業のインドにおけるインフラ

メンテナンス事業への参画・協同に向けたネットワーク構築を支援した。

また、令和6年11月に国土交通省水管理・国土保全局とインド水活力省水資源・河川開発・ガンガー再生局との水資源分野における協力に関する覚書を延長するとともに、地下水管理等について意見交換を実施した。

(イ) バングラデシュ

PPP庁との覚書に基づき日本バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォームを構築し、政府間協力の下でバングラデシュ側の関係省庁と我が国関心企業による各種プロジェクトの案件形成を支援している。

令和7年3月に「第7回PPPプラットフォーム会合」を東京にて開催し、既存プロジェクトの課題等について議論した。また、バングラデシュ側からの新規プロジェクトが提案されるとともに、今後候補となるプロジェクトについて合意した。

④北米・欧州

(ア) 米国

令和6年4月、G7交通大臣会合に際し、斉藤国土交通大臣がトロッテンバーグ運輸副長官と会談し、今後の緊密な協力関係の強化を確認した。

令和7年3月、ワシントンD.C.において日米インフラフォーラムを開催し、国土交通省、米国国土安全保障省から、インフラ分野におけるサイバーセキュリティに関する取組が紹介された。

(イ) 欧州

令和6年4月、G7交通大臣会合に際し、斉藤国土交通大臣がイタリアのサルヴィーニ副首相兼インフラ交通大臣と会談し、今後の緊密な協力関係の強化を確認した。

令和6年10月、第18回日EU運輸ハイレベル協議をブリュッセルにて開催し、交通分野に

おける相互理解及び協力の促進を図るため、意見交換を行った。

ウクライナ復興に関しては、令和6年2月に、ウクライナ地方・国土・インフラ発展省（現ウクライナ地方・国土発展省）との間で、インフラ復旧と復興の促進に向けた協力覚書を締結した。この覚書には、協力内容として道路輸送、航空輸送、海上輸送、ダム等の分野における案件形成等が含まれている。同年12月にはスヴィリデンコ第一副首相兼経済大臣による中野国土交通大臣の表敬訪問が実施され、ウクライナのインフラの復旧・復興に関して、双方が一層協力していくことで一致した。令和7年1月には、ウクライナにおける国土交通分野のインフラ復興への本邦企業の参画を促すため「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会」（JUPITeR）の設立会合を開催し、中野国土交通大臣から豊富な技術・知見を持つ日本企業に対して参画の期待を述べたほか、クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣が来賓としてオンライン参加し、協議会及び日本企業への期待が述べられた。

令和7年3月、同協議会の取組として、官民ミッションをキーウへ派遣し、インフラ復興の主務官庁である地方・国土発展省をはじめ、国際開発金融機関や現地の業界団体等を訪問し、意見交換や企業間のネットワーキング等を行った。

⑤中南米

令和2年9月に、国土交通省海事局は、Web形式の局長級会合を通じ、パナマ運河庁に対し、水不足に起因する運河の水位低下による船舶通航量の調整を目的とした上水サーチャージ導入経緯の説明を求めるとともに、今後我が国がどのような協力ができるか検討する旨伝えた。このような背景から3年度より、「パナマ運河の水不足問題の解消に向けた調査」を開始し、5年度においては、パナマ運河庁で作成されている水不足対策案の妥当性評価及び

代替案の作成等を実施した。

令和6年6月、ホンジュラス共和国のエクトル・セラヤ大洋間鉄道建設国家委員会委員長による斉藤国土交通大臣への表敬が実施され、インフラ事業について意見交換等を行った。

⑥トルコ

トルコとの間では、両国の建設関連企業が連携した第三国への海外インフラ展開を推進するため、令和6年10月にトルコ貿易省と共同で「第7回日本・トルコ建設産業会議」をトルコ・イスタンブールにて開催した。会議においては、第三国における建設分野に関する協力覚書への署名を行い、ウクライナ復興及びアフリカ市場に関する情報交換を実施するとともに、両国の民間企業を交えたビジネスマッチングを実施した。

⑦アフリカ

第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）に合わせて平成28年8月に開催した「日・アフリカ官民インフラ会議」を契機として設立した「アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）」と連携し、アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するため、我が国の「質の高いインフラ」を支える技術や経験等について積極的に情報発信するとともに、相手国との官民双方の関係構築を促進している。

令和6年度までにアフリカ14か国において「官民インフラ会議」（閣僚級）を開催してきたのに加え、これまでに官民インフラ会議を開催した国との関係を継続・発展させることを目的とした、「質の高いインフラ対話」を開催しているほか、近年は、実務者レベルのミッションを派遣した現地調査や政府関係者との面談や国際機関の専門家を招いたJAIDA会員向けセミナーの実施等、小規模・機動的な活動を強化している。

令和6年10月にはタンザニアで「日・タンザニア質の高いインフラ対話」を開催し、タン

ザニア側から同国のインフラ概況の説明や我が国への期待が述べられ、我が国からは「質の高いインフラ」のコンセプトを紹介した。また、7年1月にはコートジボワールで古川国土交通副大臣出席の下、「日・コートジボワール官民インフラ会議」を開催した。さらに、フランス土木連合会（FNTP）との意見交換会を通じて、アフリカにおけるインフラプロジェクトでの日仏間の「第三国連携」に関する情報共有と意見交換を行った。加えて、セネガル・コートジボワールの政府要人へのトップセールスを実施し「質の高いインフラ」の理解促進を図るとともに、両国との関係の維持・拡大に貢献した。

令和6年10月には、アフリカ開発銀行（AfDB）及びアフリカ7か国の水関係閣僚等

幹部との技術会合を開催し、各国から水分野における課題が共有され、日本の技術を活用した具体的プロジェクトについて議論を深めていくことで合意した。

⑧中央アジア

令和6年10月、ウズベキスタン共和国のクドラートフ投資産業貿易大臣による斉藤国土交通大臣への表敬が実施され、ダム等の両国間の協力について意見交換を行った。

令和7年3月、日本で中央アジア地域5か国の実務者を対象とした「専門家会合（水分野）」を外務省とともに開催し、水分野に関する日本と中央アジア各国の協力（含むビジネス交流）の促進に向け、水資源管理に関する知見や技術等の意見交換を行った。

第2節 国際交渉・連携等の推進

1 経済連携における取組

（1）経済連携協定 / 自由貿易協定（EPA/FTA）

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。令和7年3月現在、21のEPA/FTA等について、発効済み・署名済みであり、EPA/FTAを活用し、我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国の外資規制の撤廃・緩和等を通じたサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関

する参加機会の拡大に取り組んでいる。

（2）世界貿易機関（WTO）

WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視、③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度の運用という機能を果たしている。

2 国際機関等への貢献と戦略的活用

（1）アジア太平洋経済協力（APEC）

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等の活動を行う経済協力の枠組みであり、国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会に出席し、APEC域内における効率

的でシームレスな輸送システムの構築等に積極的に取り組んでいる。

APECの交通分野を取り扱う作業部会「APEC交通ワーキンググループ」については、令和6年9月から10月にかけて第54回会合がシンガポールにて開催され、サプライチェーンと連結性、持続可能な交通、包摂性とジェン

ダー平等、技術革新とデジタル化について議論された。

APECの観光分野を取り扱う第63回APEC観光ワーキンググループ会合及び第12回観光大臣会合が令和6年6月にペルー・ウルバンバで開催された。大臣会合では「持続可能な観光業の成長に向けた革新的な道筋」をテーマに討議が行われ、観光大臣声明が採択された。

また、同年10月に第64回APEC観光ワーキンググループがマレーシア・ランカウイで開催され、包括的で持続可能な観光の実現に向けた取組等について議論された。

(2) 東南アジア諸国連合 (ASEAN) との協力

国土交通省は、ASEANにおける「質の高い交通」を更に推進するため、日本とASEANの交通分野の協力枠組みである「日ASEAN交通連携」の下、陸上、海上、航空にわたる様々な協力プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトの進捗状況を確認し、今後の方向性、新たなプロジェクトについて議論するため、「日ASEAN交通大臣会合」等の会合が毎年開催されている。令和6年11月、「第22回日ASEAN交通大臣会合」がマレーシア・クアラルンプールで開催され、我が国からは古川国土交通副大臣が出席した。本会合においては、令和5年11月に開催された「第21回日ASEAN交通大臣会合」において採択された10年間（2024～2033年）の新たな行動計画「ルアンパバーン・アクションプラン」の下、「日ASEAN交通連携」の具体的実施計画である「日ASEAN交通連携ワークプラン2024-2025」とともに、新規協力プロジェクトとして「ASEAN地域における航路標識要員の人材育成」、及び「日ASEAN CORSIA 適格燃料認証ガイドブックの作成－SAF原料の多様化と認証－」の2つが承認された。さらに、これまでのプロジェクトの成果物として、「交通運輸技術連携セミナー成果報告書」、「マラッカ・シンガポール海峡共同水路測量調査完了報告書」及

び「小型船舶への情報提供ガイドライン」の3つが承認された。

また、ASEAN各国のスマートシティ実現に向けたプラットフォームである「ASEANスマートシティ・ネットワーク (ASCN)」への協力の一環として、令和6年10月、「第6回日ASEANスマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」をASEAN各国、国内関係省庁、関係自治体と連携して、東京都にて開催した。本会合では、「GX（グリーントランスフォーメーション）」をテーマに、スマートシティの成功事例を共有し、その成功要因について議論し、脱炭素社会の実現に向けた協力の更なる推進を確認し、本会合の継続的な開催と、ASEANでのスマートシティ実現に向けて引き続き協力をしていくことを確認した。あわせて、日本とASEANの協力を促進するための枠組みである、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会 (JASCA) の活動の一環として、同年11月にシンガポールにおいて、両国からスマートシティ開発における知見の共有を行うセミナーを開催し、併せて開催したビジネスマッチングイベントでは、両国の官民セクターからの参加者同士で関係づくりや情報交換が行われた。

さらに、観光分野においては、ASEANとの観光協力やASEAN+3（日中韓）地域における観光の促進を目的に、毎年「ASEAN+3観光大臣会合」が開催されている。令和7年1月、「第24回ASEAN+3観光大臣会合」がマレーシア・ジョホールバルで開催され、我が国からは高橋国土交通副大臣が出席した。本会合では、ASEANへの観光分野の協力について、今後更に連携強化を図っていくことを主な内容とする共同声明が採択された。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

国土交通省は、OECDの活動のうち、国際交通フォーラム (ITF)、造船委員会 (SBC)、地域開発政策委員会 (RDPC)、開発センター

(DEV)、観光委員会等における議論に参加している。

ITFは、加盟69か国が全交通モードを対象に交通政策に関する議論・研究を行っており、毎年5月には各国の交通担当大臣を中心に、著名な有識者・経済人を交えて交通政策に関する議論を行うITFサミットをドイツ・ライプチヒにて開催している。令和6年5月に開催されたサミットでは、「交通のグリーン化」をテーマに、持続可能な経済を促進するための交通のグリーン化について議論が行われるとともに、ウクライナに関する特別大臣ラウンドテーブルにおいては、ウクライナの交通インフラの復旧・復興について議論が行われた。また、ITFの調査研究部門である交通研究委員会（TRC）の「ビジョン主導の交通計画」ワーキンググループや「持続可能な交通への移行における、再生可能エネルギーの供給に対する競合するセクターの需要管理」ラウンドテーブル等に我が国から多くの専門家が参加し、国際的な研究活動の推進に貢献している。

SBCは、造船に関する唯一の多国間フォーラムとして、国際造船市場に関する政策協調のための重要な役割を担っており、公的支援の適正化や透明性確保、輸出信用等に関する議論を行っている。環境に配慮した船舶への融資等を促進するための国際的なルールの改正を検討する特別会合では、我が国が提出した提案文書をベースに環境に配慮した船舶の定義及び金融条件の議論が行われている。我が国はSBC及び同特別会合の副議長国として活動しており、引き続き、政策協調のための議論を継続的に実施し、加盟国間による公的支援の相互監視等を通じて、公正な競争条件の確保に努める。

RDPCでは、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビューや、我が国の提案により都市における高齢化等の人口動態を踏まえた都市政策に関する調査等に積極的に取り組んでいる。また「スマートシティと包括的成長に関するOECDプログラム」の一環としてスマート

シティのデータ利活用に関する調査に取り組んできた。

DEVは、途上国及び新興国における成長を促進し、生活水準を向上させるための政策的解決策を見つける手助けを行う機関であり、今後の開発に関する議論を行うとともに、セミナー等により質の高いインフラの途上国及び新興国への普及・実施についても取り組んでいる。

観光委員会では、各国の観光関連政策のレビューや、観光統計データの整備及び分析等を行っており、我が国は同委員会の副議長国として、積極的に議論に関与している。

令和6年には「OECD諸国の観光動向と政策2024」を発刊した。同書では、観光経済が新型コロナウイルス感染症による危機からの回復傾向にある中、より強靱で持続可能かつ包摂的な観光の実現に向け、観光政策における優先事項について分析するとともに、我が国の関連施策や取組事例等を含む実践例が提示されている。

（4）国際連合（UN）

①国際海事機関（IMO）

IMOは、船舶の安全・環境等に関する国際ルールを定めている国連の専門機関である。我が国は、世界の主要海運・造船国として同機関の活動に積極的に参加し、世界の海事分野におけるルール作りを主導している。

特に、世界的に関心が高まっている気候変動対策を海運分野で強力に進めるべく、令和5年に合意された「2050年頃までにGHG排出ゼロ」等の目標を達成するための新たなルールの策定に向けた議論が進められており、我が国は各国と協力し具体的な条約改正案を提案するなど、その議論の着実な進展に貢献している。

また、安全面においては、今後のGHG排出削減に必要な不可欠な水素・アンモニア等のゼロエミッション船の普及の前提である安全確保に向けて国際的な安全基準作りを進めており、令和6年12月に我が国提案等をベースにしたア

ンモニアを燃料とする船舶の安全基準が策定されるなど、IMOにおける安全に関する国際ルール作りに貢献した。

②国際民間航空機関（ICAO）

ICAOは、昭和19年に締結されたシカゴ条約に基づき設立され、国際民間航空の安全・保安・環境等に関する国際標準の策定、各国の安全監視体制の監査等の取組を実施している国連の専門機関の一つであり、令和6年に80周年を迎えた。

我が国は、昭和31年以降今日に至るまで連続して理事国に選出されており、第1カテゴリー（航空輸送において最も重要な国）の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加してきた。

また、我が国は、令和7年11月に実施される予定である理事会議長選挙の候補者として、ICAO日本政府代表部特命全権大使の大沼俊之氏（元 国土交通省航空局航空政策戦略監）を擁立することを決定しており、大沼氏の擁立を通じ、国際民間航空の安全かつ整然とした持続可能な発展に向けた貢献を更に加速させていく。

③国連人間居住計画（UN-Habitat）

UN-Habitatは、人間居住問題を専門に扱う国連の基金・計画の一つである。我が国は、設立以来の理事国としてUN-Habitatの諸活動に積極的に参加し、我が国の国土・地域・居住環境改善分野での経験、知見を活かした協力を通じ、世界、特にアジアでの人口爆発、急激な都市化に伴う人間居住問題の改善に貢献している。

令和6年11月には、エジプト・アラブ共和国で開催されたUN-Habitatが事務局を務める第12回世界都市フォーラムに参加した。本フォーラムにおいては、「都市と地方の連携」をテーマとしたネットワーキングイベントを開催し、「バランスの取れた国土開発」の重要性

を発信した。また、「TOD（公共交通指向型都市開発）とデジタル技術の活用」をテーマとしたイベントも開催し、都市開発におけるTODやデジタル技術の有用性や今後の協力可能性等について議論を行うなど、両イベントとも大きな関心が寄せられた。

④世界観光機関（UN Tourism）

UN Tourismは、観光政策に関する意見交換、観光分野での技術協力、観光統計の整備、各種セミナー等を通じ、世界の観光振興を実施する国連の専門機関の一つである。我が国は、執行理事国としてUN Tourismの企画・運営に積極的に関与するとともに、アジア・太平洋地域事務所（奈良県奈良市）による持続可能な観光の実現や観光レジリエンス向上に向けた取組を支援している。

⑤国連における水と防災に関する取組

世界の水関連災害に対する各国の取組を強化し、意識啓発や各種提言・支援をするため令和6年5月にインドネシア・バリで開催された「水と災害ハイレベルパネル（HELP）」の第23回会合では、こやり国土交通大臣政務官（当時）が参加し、流域のあらゆる関係者による協働により立ち向かう「by ALL」の取組等について報告した。また、令和6年12月にスイス・ジュネーブで開催された第24回会合では、国定国土交通大臣政務官がオンライン出席し、「対話セッション」の基調講演において新潟県三条市長時代の被災経験を紹介しながら、防災投資の重要性を強調した。

令和6年12月には、国連総会本会議で毎年8月27日を「世界湖沼の日」と定める決議が採択された。同決議は、第10回世界水フォーラム閣僚級会合においてこやり国土交通大臣政務官（当時）が支持を表明し、インドネシアをはじめ74か国が共に提案したものである。

⑥国連における地理空間情報に関する取組

国土地理院は、国連経済社会理事会に設置されている「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会（UN-GGIM）」に参加しているほか、UN-GGIMの地域委員会の1つである「国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会（UN-GGIM-AP）」には副会長として、更には、「国連地名専門家グループ（UNGEGN）」に参加し、我が国で培った技術や経験を活かして、地球規模の測地基準座標系（GGRF）の普及や、地理空間情報に関するパートナーシップの推進等により貢献している。

（5）G7 交通大臣会合

イタリアがG7議長国を務めるG7交通大臣会合が令和6年2月及び同年4月に開催された。令和6年2月の臨時会合では、令和5年11月以降、紅海等においてホーシー派による船舶の自由かつ安全な航行を阻害する行為が続いていることを踏まえ、紅海等を取り巻く現状や対応について情報共有・議論を行い、こうした行為を断固非難するとともに、G7の協調を強化していくことを内容とするG7交通大臣宣言を発することを合意した。

また、令和6年4月の会合では、「交通の未来～不確実な世界での連結性の確保～」をテーマに、ショックへの耐性がある交通、海上における連結性、ウクライナとの連携について議論が行われた。その結果、強靱な交通の実現につながる「交通サプライチェーンに関するG7ワーキンググループ」を設置すること、ホーシー派による紅海等における行動を強く非難すること、G7がウクライナを継続的に支援すること等を内容とするG7交通大臣宣言が採択された。

（6）G7 都市大臣会合

第1回目のドイツ・ポツダム会合、前回の香川高松会合に続き3回目となるG7都市大臣

会合が令和6年11月3日と4日にイタリア・ローマにて開催された。

議長国イタリアが前回の香川高松会合の成果を引き継ぎつつ、深化させ、「ネットゼロ・レジリエンス」「インクルーシブな都市、アフォーダブルな住宅、歴史・文化」「イノベーション創出とデジタル化」をテーマとして議論し、G7が連携して取り組む「共同行動」を含む成果をコミュニケとして取りまとめた。

（7）G7 観光大臣会合・G20 観光大臣会合

令和6年9月、ブラジル・ベレンにおいてG20観光大臣会合が開催され、観光が持続可能な開発目標（SDGs）の達成において果たす役割をテーマに議論を行った。各国・国際機関が協力して観光への財政支援を促進し、観光を通じた格差是正と包摂性の実現に向けて取り組む必要性に賛同したベレン宣言が採択された。

同年11月、イタリア・フィレンツェにおいて、G7の枠組みとしては初となる観光大臣会合が開催された。本会合では、持続可能で包摂的な社会発展のための観光の役割、観光産業におけるAI導入の可能性と課題等をテーマに議論が行われ、会合の成果としてコミュニケが取りまとめられた。

（8）世界銀行（WB）

令和6年6月に、兵庫県姫路市において、世界銀行が主催する国際会議「防災グローバルフォーラム2024」が開催された。同会議において、国土交通省は、気候変動を踏まえた我が国の治水対策を共有したほか、アジア太平洋地域における地震対策の推進に向け、我が国における住宅・建築物の耐震化の施策について紹介等した。

（9）アフリカ開発会議（TICAD）

アフリカにおけるインフラ整備への我が国企業の参画を推進するため「アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）」と連携し、官民インフラ会

議の開催等の取組を進めてきた。令和7年に開催されるTICAD 9を契機として、インフラ分野における日本の技術やビジネス慣習に精通したアフリカ人材の育成やアフリカ各国のビジネス環境整備などの取組を加速し、我が国が強みとする「質の高いインフラ投資」原則を実践していく。

3 各分野における多国間・二国間国際交渉・連携の取組

(1) 国土政策分野

アジア各国等において、政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有する仕組みである「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）」の第7回会合を、令和7年3月にオンライン開催し、国土交通省からは住宅、土地、生活インフラの分野に焦点を当て、我が国の国土計画の知見について発信した。

また、令和6年12月には、カンボジア国土整備・都市計画・建設省の要請も踏まえ、第5回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合において、我が国の大都市圏政策等を紹介した。

(2) 都市分野

東南アジアを含むグローバルサウス諸国における課題の解決に貢献しつつ、我が国企業の海外展開促進を図るため、令和6年度は以下の取組を行った。

タイでは、バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅周辺（バンスー地区）を含め、我が国が知見・経験を有する都市開発手法である公共交通指向型都市開発（TOD）を推進するため、国土交通省は、独立行政法人都市再生機構（UR）と共催でTODフォーラムをバンコ

(10) アジア欧州会合（ASEM）

ASEMは、アジア・欧州関係の強化を目指して平成8年に発足した対話と協力の場であり、アジア側参加メンバー（21か国と1機関）、欧州側参加メンバー（30か国と1機関）の合計51か国と2機関によって構成されている。

クで同年6月に開催するとともに、URは、同年7月にURバンコク事務所を開設した。

ジャカルタ都市高速鉄道公社（MRTJ）がインドネシア運輸省と共催で、同年4月のTODフォーラム（ブディ運輸大臣、石橋国土交通大臣政務官御出席）を東京で開催し、URとMRTJが、ジャカルタ・ドックアタスエリアのデッキ整備への協力に関するミニッツを交換するとともに、URが同年8月にURジャカルタ事務所を開設した。

カンボジアでは、同年12月に行われた第5回日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合に参加し、我が国が推進する3D都市モデル「PLATEAU」を紹介するとともに、同国における3D都市モデルの整備に関する協力関係につきミニッツの署名を行った。

また、米国・住宅都市開発省との間で共同研究会を開催し、都市・住宅分野に関する課題解決に向けて、現地視察や意見交換を行った。

さらに、国際的なまちづくりコンベンションである「MIPIM」（フランス・カンヌ開催）において、日本の都市開発・不動産市場や2027国際園芸博等のPRを行い、シティセールス等を図っている。

なお、J-CODE（一般社団法人海外エコシティブプロジェクト協議会）による案件形成推進等の取組を支援している。



【関連リンク】
国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）
URL：https://spp-pr.com/index_ja.html

(3) 水分野

水問題は地球規模の問題であるという共通認識のもと、国際会議等において問題解決に向けた議論が行われている。令和6年5月には、インドネシア・バリにおいて第10回世界水フォーラムが開催され、160カ国、のべ75,000人が参加した。健全な水循環の概念の重要性、防災の事前投資、世界湖沼の日の制定等が盛り込まれた「閣僚宣言」が取りまとめられた。日本からは、「バンドン精神水サミット」で天皇陛下によるビデオ基調講演が行われたほか、こやり国土交通大臣政務官（当時）が参加し、首脳級会合及び閣僚級会合において水循環の取組等、世界の国々の持続可能な発展に貢献できる日本の取組を発信した。

それに加え、水資源分野では、独立行政法人水資源機構を事務局とし関係業界団体や関係省庁からなる「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用して相手国のニーズや課題を把握し、治水機能やCO₂削減に資する発電を含む利水機能の向上を図るダム再生事業の案件形成に向けた調査を行うなど、水資源分野の案件形成に向けた取組を実施した。また、アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）と連携し、統合水資源管理（IWRM）の普及、促進に貢献している。

(4) 上下水道分野

世界では、いまだ約4億1千万人（2022（令和4）年時点）が、衛生面等で課題がある井戸、泉、地表水等の水源を利用している状況にある。また開発途上国においては急激な都市化や人口増加に伴う水質汚濁が深刻化している。我が国は、このような状況にある国に対して、政府開発援助等の国際協力を実施している。

今後、これらの国々では水インフラ市場の拡大が見込まれることから、国土交通省では、これまでの国際協力に加え、東南アジアの開発途上国等を対象として、セミナーや案件発掘調査等を実施し、我が国が有する上下水道の技術・

ノウハウ等の国際展開を支援している。

水道分野においては日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置や、WHOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、下水道分野においては、アジアにおける汚水管理の意識向上等を目的として日本が主導しカンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン及びベトナムと平成30年に設立したアジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）等の枠組みを通じた国際協力を行っている。

また、外務省やJICA、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導等の技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

令和6年度は7月に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）において、初の上下水道一体での技術協力覚書をトンガ王国及びサモア独立国と締結した。また9月には第5回AWaP運営委員会を東京で開催しバングラデシュ及びタイの新規加盟を承認したほか、12月にカンボジア王国工業科学技術革新省と「持続可能な水供給協力に関する技術協力覚書」を締結した。

(5) 防災分野

世界の水関連災害による被害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な開発の鍵であるという共通認識を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の形成に努めている。また、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防災協働対話」をインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施している。現在、既存ダムを有効活用するダム再生や危機管理型水位計等の本邦技術を活用した案件形成を進めているところである。ま

た、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、統合洪水解析システム（IFAS）や降雨流出氾濫（RRI）モデル等の開発、リスクマネジメントの研究、博士課程及び修士課程を含む人材育成プログラムの実施、UNESCOやアジア開発銀行、及び世界銀行のプロジェクトへの参画及び国際洪水イニシアチブ（IFI）事務局としての活動等を通じ、水災害に脆弱な国・地域を対象にした技術協力・国際支援を実施している。また、砂防分野においては、イタリア、韓国、スイス及びオーストリアと砂防技術に係る二国間会議を開催しているほか、JICA専門家の派遣等や研修の受入を通じて土砂災害対策や警戒避難、土地利用規制等の技術協力を行っている。

（6）道路分野

世界道路協会（PIARC）の各技術委員会等に継続的に参画し、国際貢献に積極的に取り組んでおり、令和6年からは4年間の戦略計画がスタートし、加盟国による調査研究が進められている。

また、日ASEAN交通連携の枠組みでASEAN地域における道路舗装の品質向上を目指す「舗装維持管理技術共同研究プロジェクト」のを令和5年より実施しており、令和6年8月の第2回専門家会合で国の現状、ニーズ等を把握するとともに、令和7年2月の第3回専門家会合では、技術参考資料の骨子について議論を行った。

令和7年3月に国際連合地域開発センターと共同で「質の高い道路インフラ整備に関する国際ワークショップ」を初開催し、先進技術等について知見共有等を行った。

さらに、高速道路の運営・維持管理やアスファルト再生技術等、我が国の優れた道路技術

の海外展開に向け、多国間・二国間の取組を進めている。

（7）住宅・建築分野

国際建築規制協力委員会（IRCC）、日米加建築専門家会合（BEC）等への参加等、建築基準等に係る国際動向について関係国間での情報交換を行った。また、カンボジアからの要請を受け、建築物の構造安全や火災安全に関する建築技術基準の策定支援に取り組んでいる。

（8）鉄道分野

我が国の鉄道システムの海外展開の推進を通じて、相手国の経済・社会の発展への寄与のみならず、我が国鉄道関連産業の生産性向上・競争力の強化を図るため、令和6年度も、インド高速鉄道に関する合同委員会や日英鉄道協力会議の開催、JICA専門家の派遣を通じた技術協力等、二国間での連携に向けた取組等を実施している。

（9）自動車分野

日ASEAN交通大臣会合にて承認された、「自動車基準・認証制度をはじめとした包括的な交通安全・環境施策に関する日ASEAN新協力プログラム」に基づく取組として、アジア地域官民共同フォーラムを開催するなどにより、アジア地域における基準調和・相互承認活動、交通安全・環境保全施策等について情報交換を行っている。

（10）海事分野

令和6年6月に開催された国際海事展「ポシドニア2024」に合わせて國場国土交通副大臣がギリシャを訪問し、船舶技術のトップセールスを実施した。また、令和7年1月には中国と局長級会談を東京で開催し、海事分野における



【関連リンク】
国際機関への参画（1）世界道路協会（PIARC）
URL：<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/kokusai/sankaku/index02.html>

諸問題について意見交換を実施した。令和6年4月のCSG会議（海運先進国当局間会議）において、紅海でホーシー派に「拿捕」された我が国海運事業者が運航する船舶及び乗組員の早期解放に向けた連携、海運の脱炭素化の推進、船員の労働環境等について言及した。

我が国は、新興国・途上国に対する海上保安能力向上や公共交通インフラの整備のために巡視船、旅客船等の供与を行っており、令和7年3月末現在、インドネシア、フィリピン等の5か国に対し、計14隻の供与に向けたODA事業が進行中である。この他、令和6年11月開催の日ASEAN交通大臣会合にて、マラッカ・シンガポール海峡の共同水路測量調査が完了したことが承認された。

また、ASEAN域内に低環境負荷船を普及促進させるため、令和6年海上交通WGにおいて、ASEAN各国の具体的取組等を共有した。7年2月には、フィリピンにおいて、低環境負荷船の更なる普及促進を目的とした新戦略を議論する専門家会合のほか、低環境負荷船の技術に関するセミナーを開催した。

さらに、東南アジアでの浮体式洋上風力発電のニーズが高まっている中、我が国の優れた海事技術である洋上浮体技術の海外展開に取り組んでいる。

（11）港湾分野

我が国の質の高い港湾技術の発信、世界の様々な港湾技術に関する最新の知見の取得、技術基準等の海外展開・国際標準化の推進のため、国際航路協会（PIANC）や国際港湾協会（IAPH）等と協調し、港湾関連の技術基準・ガイドラインを作成している。また、PIANC、IAPHには、日本から副会長を輩出し、我が国技術の海外展開を促進するための議論に参画している。

また、港湾分野の脱炭素化の推進のため、令和5年12月に国土交通省とシンガポール運輸省との間で、温室効果ガスの排出削減及び両国

間のグリーン・デジタル海運回廊の創設についての協力に関する覚書を締結した。その覚書に基づく第1回年次会合を令和6年4月に開催し、港湾の脱炭素化、海運におけるアンモニア燃料の活用等、今後取り組むべき具体的な協力内容等の確認を行った。

さらに、令和6年10月には日本とオランダ間の港湾分野における包括的な協力に関する覚書をオランダ社会基盤・水管理省との間で締結した。

（12）航空分野

令和6年6月には日・クロアチア航空協定の国会承認手続きが完了し、また、同年2月には日・チェコ航空協定について、同年6月には日・ルクセンブルク航空協定について、それぞれ署名が行われるなど、航空分野における条約の締結に向けた進展がみられた。加えて、同年4月にはカタル各航空当局と協議を実施し、日本路線における輸送力の拡大につなげた。

また、令和6年5月には韓国、同年11月にはシンガポールとの間で政策対話を実施したほか、同年9月にインドで開催された第2回アジア太平洋航空担当大臣会合において、航空安全、航空保安、航空管制等に関する取組にコミットし協力することに合意し、同年10月にフィリピンで開催された第59回アジア太平洋航空局長会議において、アジア太平洋地域各国の取組について意見交換を行うなど、多国間・二国間における航空当局間の連携強化に取り組んでいる。

（13）物流分野

日中韓物流大臣会合における合意に基づき、日中韓の物流分野における協力の推進について中韓と議論を進めた。令和6年11月には日中韓物流課長級会議を開催し、同年2月の第9回日中韓物流大臣会合で採択された共同声明及び行動計画の進捗状況や、第10回日中韓物流大臣会合に向けた今後のスケジュールについて意

見交換を行った。

(14) 地理空間情報分野

ASEAN地域等に対し、電子基準点網の設置・運用支援等を行っている。具体的にはASEAN地域等の7か国を対象に、電子基準点の利活用に関する調査検討業務を実施し、対象国の現況調査と意見交換を行った。

(15) 気象・地震津波分野

気象庁は、世界気象機関（WMO）の枠組みの下、気象観測データや予測結果等の国際的な交換や技術協力により各国の気象災害の防止・軽減に貢献しており、令和7年2月にアジア各国の国家気象水文機関の専門家を東京に招いて、気象レーダーの整備・運用等に関するワークショップを開催した。

また、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）政府間海洋学委員会（IOC）の枠組みの下、北西太平洋における津波情報を各国に提供し、関係各国の津波防災に貢献している。

さらに、国際協力機構（JICA）等と協力して、開発途上国に対し気象、海洋、地震、火山等の様々な分野で研修等を通じた人材育成支援・技術協力を行っている。

(16) 海上保安分野

海上保安庁は、世界海上保安機関長官級会合（CGGS）、北太平洋海上保安フォーラム（NPCGF）、アジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）といった多国間会合や、二国間での長官級会合、連携訓練等を通じて、搜索救助、海上セキュリティ対策等の各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。

また、シーレーン沿岸国等における海上保安能力向上支援のため、独立行政法人国際協力機構（JICA）や公益財団法人日本財団及び笹

川平和財団の枠組みにより、海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）や専門的な知識を有する海上保安官を各国に派遣しているほか、各国の海上保安機関等の職員を日本に招へいし、能力向上支援に当たっている。

また、海上保安政策に関する教育を行う海上保安政策プログラム（修士課程）を開講し、アジア諸国等の海上保安機関職員を受け入れ、各国の連携協力、認識共有を図っている。

図表Ⅱ-8-2-1

フィリピン沿岸警備隊に対する能力向上支援



(17) 観光分野

2023年11月に日米政府間で締結した「日米観光交流年2024における協力覚書」に基づき、両国間の観光交流を拡大するため、在日米国大使館等と連携して両国間の旅行博を活用したシンポジウムやセミナー並びに観光イベントを実施した。また、両国の官民関係者が連携して、スポーツを通じた観光プロモーションや姉妹都市間での人的交流の拡大を図った。

また、令和6年11月には、斉藤国土交通大臣の議長の下、UN Tourismと連携し、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初めてとなる観光レジリエンスに関する閣僚級会合「観光レジリエンスサミット」を宮城県仙台市で開催した。本サミットでは、観光レジリエンスの向上に向けた今後の取組の方向性をまとめた共同声明「仙台声明」を採択した。

Column コラム

観光レジリエンスサミット

令和6年11月9日から11日に、斉藤国土交通大臣の議長の下、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初の観光レジリエンスに関する閣僚級会合となる「観光レジリエンスサミット」を宮城県仙台市で開催しました。

本サミットでは、危機や自然災害の発生を予防し、その影響を最小限に抑えるための優先事項を確認するとともに、危機や自然災害の発生後の適応と変革を通じた

回復の促進について議論を行い、観光レジリエンスの向上に向けた今後の取組の方向性をまとめた共同声明「仙台声明」を採択しました。

また、東北地方各地を訪れるエクスカーションを実施し、参加者の方々に、東北の文化や食、自然等の魅力を体験・体感いただきました。



【関連リンク】

観光レジリエンスサミット (Tourism Resilience Summit)

URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/outbound/kokusaikikan/tourism_resilience_summit.html

第3節 国際標準化に向けた取組

(1) 自動車基準・認証制度の国際化

我が国は、安全で環境性能の高い自動車を早期に普及させるため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進するとともに、その活動を通じ、高度な自動運転技術等の

優れた日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。WP.29では我が国が欧州以外から初めて副議長を務めており、引き続き、①日本の技術・基準の戦略的国際標準化、②国際的な車両認証制度（IWVTA）の実現、③アジア諸国の国際基準調和への参加促進、④基準

認証のグローバル化に対応する体制の整備の4つの柱を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を積極的に推進している。

(2) 鉄道に関する国際標準化等の取組

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進する中、日本の優れた技術が国際規格から排除されると、鉄道システムの海外展開に当たって大きな障害となる可能性があるなど、鉄道分野における国際競争力へ大きな影響を与えることから、鉄道技術の国際標準化を推進することが重要である。このため、鉄道関係の国際規格を一元的に取り扱う組織である公益財団法人鉄道総合技術研究所「鉄道国際規格センター」において、鉄道の更なる安全と鉄道産業の一層の発展を図るべく、活動を行っている。

このような取組の結果、国際標準化機構(ISO)の鉄道分野専門委員会(TC269)では議長として国際標準化活動を主導し、国際電気標準会議(IEC)の鉄道電気設備とシステム専門委員会(TC9)と併せ、それぞれにおける個別規格の提案・審議等の国際標準化活動で中心的な役割を担い、成果を上げている。引き続き、これら国際会議等における存在感を高め、鉄道技術の国際標準化の推進に取り組むこととしている。

また、国内初の鉄道分野における国際規格の認証機関である独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所は、鉄道認証室設立以来、着実に認証実績を積み重ね、鉄道システムの海外展開に寄与している。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組

我が国は、海運の環境負荷軽減や安全性向上を目指すとともに、我が国の優れた省エネ技術等を普及するため、国際海事機関(IMO)における「SOLAS条約^{注1}」、「MARPOL条約」、「STCW条約」等に関連する基準等の策定を主

導している。

また、海上保安庁は、国際水路機関(IHO)での海図や水路書誌、航行警報等の国際基準に関する議論に参画している。さらに、船舶交通の安全を確保するとともに、船舶の運航能率のより一層の増進を図るため、国際航路標識協会(IALA)DTEC委員会において新たな海上データ通信方式であるVDESの国際標準化に関する議論を主導している。

(4) 土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和

土木・建築・住宅分野において、外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用や、JICA等による技術協力等を実施している。また、設計・施工技術のISO制定に参画するなど、土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。

(5) 高度道路交通システム(ITS)の国際標準化

効率的なアプリケーション開発や国際貢献、国内の関連産業育成のため、ISO等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を進めている。

特にISOのITS専門委員会(ISO/TC204)に参画し、ITS関連サービスの役割機能モデルに関する標準化活動を行っている。また、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)の自動運転に係る基準等について検討を行う各分科会等の共同議長等又は副議長として議論を主導している。

(6) 地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム(GIS)間で相互利用する際の互換性を確保すること等を目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会(ISO/TC 211)における国際規格の策定に積極的に参画している。あわせて、

注1 海上における人命の安全のための国際条約。

国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

(7) 技術者資格に関する海外との相互受入の取決め

APEC アーキテクト・プロジェクト、APEC エンジニア・プロジェクトでは、一定の要件を満たす APEC 域内の建築設計資格者、構造技術者等に共通の称号を与えている。APEC アーキテクト・プロジェクトでは、我が国は、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間相互受入の取決めの締結、APEC アーキテクト中央評議会への参加等を通じ、建築設計資格者の流動化を促進している。

(8) 上下水道分野

我が国が強みを有する上下水道技術の海外展開を促進するため、「水の再利用」に関する専門委員会 (ISO/TC282)、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」に関する専門委員会 (ISO/TC275)、「飲料水、汚水及び雨水に関するシステムとサービス」に関する専門委員会 (ISO/TC224) 等へ参画している。

(9) 物流システムの国際標準化の推進

コールドチェーン物流への需要の拡大が見込まれる ASEAN 等を念頭に置いて、我が国の質の高いコールドチェーン物流サービスの国際標準化を推進した。

具体的には、日本式コールドチェーン物流サービス規格 (JSA-S1004) をベースとした当該分野の国際規格化に向け、国際標準化機構 (ISO) に設置された技術委員会 (TC315) において、我が国は議長国として議論を主導し、令和 6 年 12 月に ISO31512 が正式に発行された。

(10) 港湾分野

日ベトナム間で、平成 26 年に署名し、令和 6 年に 3 度目の更新をした「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書 (MOC)」に基づき、我が国のノウハウを活用した、ベトナムの国家技術基準の策定協力を実施しており、これまでに、10 項目の国家技術基準の発行に至った。

令和 7 年度以降も MOC に基づき、基準等の策定及び普及に係る支援を引き続き予定している。